

告 示

埼玉県告示第六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を飯能市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年五月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 所在が不明な者の氏名（又は名称）

浅見武一、木登雪雄、石田貫一郎、島田清、齋藤長雄、嶋田登代子、中村彦吉、町田幾久、町田正嗣、水野静子、水野恵子、石井茂樹、石田一雄、石田新太郎、市川晴夫、岩田勘四郎、岩田好一、岩田半吾、岩田光、岩田左住、岩田村三、大野勝藏、大野健一、大野庄三、大野崇、大野多吉、大野常太郎、大野福次郎、大野文吉、大野勇吉、大野喜次郎、大野和十郎、加藤文藏、金子丑太郎、金子榮藏、小峰菊藏、小峰ヒサ子、島田忠太郎、清水弘行、鈴木昇、鈴木辨次郎、西市太郎、西浦十郎、西榮、平沼徳三郎、平沼文吉、毛利庄藏、森田芳夫、山崎秀夫、山田勇、有限会社株商、横瀬仁太郎、清水倉雄、浅見丹治

二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成二十九年二月七日付埼玉県告示第百八十六号（保安林の指定施業要件の変更予定について）によること。